

WTO体制下の水田農業構造改革

東北大学大学院 農学研究科 教授 工藤 昭彦



自由貿易と仁義なき闘いが過剰農産物処理という難題を抱えた米・EUを主役とするWTO交渉のメダルの表裏だと思えば分かりやすい。自由貿易という建前は、表舞台のみならず裏舞台を含めた闘いの、いわばアリバイ的な小道具としてしばしば使われてきたにすぎないのである。その結果、筋書きのない抗争劇に多数の国々が翻弄されながら、土壇場で両者の「域内平和」を前提とした政治的妥協というオチがつく。

U・R交渉のブレア・ハウス合意もそうだった。「この合意は、二つの最も豊かなスーパーパワーに農産物を過剰生産するライセンスと貧しい世界に対して過剰食料をダンピングするライセンスを与えたものであった」というR.Jenkinsの指摘は的を射ていよう。その証拠に、先進国の農産物過剰と途上国の食料不足がU・R以降さらに拡大した。

今日の米・EU共同提案も、途上国の特別の利益に係る品目について輸出補助金や貿易歪曲的輸出信用を撤廃するとはいつているものの、品目の具体名は示されていない。しかもその他の品目は、輸出補助金の「削減」とか輸出信用の「削減努力」という表現にとどめ、相変わらず「ダンピングするライセンス」を手元に残そうと企んでいる。S&D（途上国への特別待遇）に関するあいまいな表現と併せ、共同提案に途上国がすかさず意義申し立ての行動を起こしたのも無理からぬことである。

米国の過剰農産物の処理場として分割・配置されたという意味でいえば、途上国のみならずわが国や韓国に代表されるアジアNIEsもまた、置かれた立場はさほど変わらない。「多様な農業の共存」を世界に訴える戦略上の取組みとして、過剰生産とダンピングのライセンスに失効の烙印を押すフレンズ諸国の結集を呼びかけるなら、多数派を形成する可能性はまだ残されている。

さらにまた、過剰生産の主因は、農薬、化学肥料、石油漬けのいわば工業化した農業の生産力である。近年はそれに遺伝子操作という新兵器も加わった。それが、食の安全・安心に対する懸念のみならず環境への負荷を増大させるとして問題視されている。過剰生産のライセンスを失効に導くことは、同時に食の安全・安心確保や環境への負荷軽減につながることで、広く世界市民から賛同を得られよう。その任に堪えるには、わが国もまた率先して工業化した農業の生産力を返上するという義務を負う。新たな生産力体系に裏打ちされた環境保全型農業を広く普及・定着させていくという義務である。それなしに、世界市民から賛同を得ることは難しい。

わが国が強く主張する「非貿易的関心事項」への配慮にしても然りである。今や「食料安保」は「量」としての自給率のみならず安全・安心といった「質」が問われる時代となった。「多面的機能」にしても、工業化した農業を残存させたまま声高に叫んでも、到

底理解は得られにくい。従来型農業保護の隠れ蓑といった穿った見方がはびこるだけだろう。わが国もまた工業化した農業生産力の転換という巨大な責務を回避する選択肢はなさそうである。むしろ率先してその任を果たすことにより、米・EUの仁義なき闘いの場と化したWTOの舞台をキャンセルし、「多様な農業が共存」しうる新たな舞台づくりに着手することこそが望まれていよう。世界の盟友と広く連携しうる「オルター・グローバリズム」への挑戦である。

併せて喫緊の国内対策の準備もまた怠れない。「多様な農業が共存」する前に、国内農業が破綻をきたしたのでは意味がない。WTOの新たな舞台づくりと連動して、わが国稲作農業を抜本的に環境保全型に転換するという戦略的な取組みが問われている。それがまた、「売れる米づくり」の大前提となろう。安売り合戦が繰り広げられるグローバルな競争という舞台には、わが国稲作農業が「売れる米づくり」を演ずるポジションはない。無理にそこへ駆け込めば、累積債務という金縛りにあい、ミス・キャストとの謗りを受けながら、退場を迫られるのがオチである。

「量」と「安売り」の舞台が馴染まないなら、「質」と「ワケ売り」が主役になる新たな舞台を創るしかない。その舞台開きと柿落としが、抜本的な環境保全型稲作農業への転換である。世界の耳目を集め、国内の観客(=顧客)が足を運ばずにはいられないような舞台開きさえできるなら、あとは市場原理に委ねても、多様な観客の要望に様々なランクの環境保全米を提供する役者の登場には事欠かないはずである。土づくりにこだわり、規格・形状を含めて品質にこだわり、味や食感にこだわってきたわが国の米づくりには、匠の世界が根付いている。演ずる舞台さえできるなら、多

くの新規参入者を含めて安全・安心な米づくりという匠の技もまた磨かれよう。まずは新たな舞台づくりという、やや大仕掛けな国内対策が必要である。

その上で、環境保全型稲作農業への転換を支援する土地利用対策、価格対策、経営安定対策も欠かせない。国際化に対応するのは無理だとしても国内的な意味での構造改革は、担い手不足という現状からして避けられない。ましてや、環境保全型農業の普及・定着を考えるなら、個々の取組み内容は多様であるにしろ、できれば水系単位ぐらいの大面積という舞台を準備した方が効果的である。両者併せて飛躍的な規模拡大と面的土地利用を可能にする土地利用対策が望まれている。差し当たりの具体策は、農地保有合理化法人に対する一括利用権設定と再分配方式を併用した「テナントビル型農場制農業」の創出=「平成の農地利用改革」の推進である。

環境保全型農業はコスト面でもリスクを伴う以上、少なくとも技術的にそれが定着するまでは面積要件のランクを数段階設定し、それに応じた「直接支払い」という支援策があってもよい。米・EUに比べても、近年はまた韓国に比べても、わが国の「直接支払い」政策は何故か貧弱極まりない。食の安全・安心を担保する税の負担なら、大方の国民の理解も得られよう。

転作のみならず環境保全型農業への転換を要件として、基準価格なり収入を一定期間、再生産可能な範囲に据え置く形の経営安定対策も必要になる。その意味で「米大綱」は、WTO交渉の推移を睨みながら、機動的に国内対策を発動できる仕組みを盛り込むなど、状況変化に即応しうる手直しが必要になるろう。

(E-mail : akihiko@bios.tohoku.ac.jp)